別紙６

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第５号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
緊急の必要により競争入札に付することができないとき	１　競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約目的を達することができないことの説明 ２　見積を徴した事業者の概要 ３　見積合わせをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明 岐阜県警察公用車自動車保険（任意保険）（単価契約） 当該案件は、契約期間を令和８年４月１日から令和９年４月１日とし、令和８年３月 24 日に入札を実施したが、無効となった。（参加業者は昨年度契約会社の１者のみ） 見積りについて、1000 台以上もの公用車の保険額を入札に参加していない業者に依頼した場合、相当な日数を要し、契約初日までに契約を締結することができないため、見積合わせをするいとまがない。 ４　特定の者を選定した理由 [redacted] 上記業者は、今回入札に参加した唯一の業者である。同業者は、今年度の契約業者であり、履行状況についても不備がなく、確実な履行が見込まれるもの。